

部課名		地域福祉部福祉総務課											
課の使命		<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが安心して地域で暮らし続けることができるように支援します。</li> <li>・地域住民が地域の課題を解決するための仕組みを構築できるように支援します。</li> <li>・近年顕在化してきている複雑化・複合化した福祉課題を抱えた地域住民へ迅速かつ効果的な支援を行うため、地域の身近な相談支援の体制づくりを推進します。</li> <li>・地域福祉活動への協力者が、円滑に活動できるようサポートします。</li> <li>・部署・部内連携を促進し、部内各課が適切かつ円滑に業務を遂行できるようサポートします。</li> </ul>											
実行計画(年度目標)													
年度目標設定				中間確認				年度末確認					
順位	計画類型	取組項目	具体的な活動内容	指標	目標値	進捗状況	上半期の状況や評価	下半期の予定	1年間の総括	目標値に対する実績値	評価	評価の視点	課題と対応
1	重点事業プラン	避難行動要支援者の避難支援体制整備	2024年度のモデル地区の取組結果を参考に、計画作成の優先度が高い方に様式を送付するとともに、その方と普段から関わりのある福祉専門職等からも個別避難計画の作成を促してまいります。また、市内全域で個別避難計画を進めるにあたり、更なる周知を図るため、支援関係者に向けた説明会等を実施します。	<p>①避難支援関係者に向けた、個別避難計画の制度周知及び協力依頼のための説明会等実施回数</p> <p>②計画作成支援関係者に向けた、個別避難計画作成の促進への協力依頼のための説明会等実施回数</p> <p>③個別避難計画作成数</p>	<p>①1749回 ※目標値を達成しました。しかし計画作成数が低調のため、さらに周知を進めていく必要があるため。</p> <p>②106回 ※目標値を達成しました。しかし計画作成数が低調のため、さらに協力を求めていく必要があるため。</p> <p>③294件</p>	○	<p>①各地区の町内会・自治会連合会、自主防災組織代表者説明会等の中で、個別避難計画の制度周知及び協力依頼のための説明を12回実施しました。</p> <p>②居宅介護支援事業所や相談支援事業所向けの説明会、町プロ協議会等福祉事業者が集まる場で個別避難計画作成の促進への協力依頼のための説明を7回実施しました。</p> <p>③計画作成の優先度が高い方656名に対し、個別避難計画作成の依頼及び様式等を送付しました。そのうち197名の回答があり、施設入所等の申出があった方を除いた108名が計画作成済となりました。</p>	<p>①②上半期において目標値を達成しましたが、計画作成数は低調となっています。そのため、計画未提出の方への計画作成に協力をいただく福祉専門職を中心に、取組の主旨や内容についての説明を強化します。また、各地区で活動する方々に向けて、避難支援の協力を呼びかけます。</p> <p>③個別避難計画の作成を進めるため、未回答の方に対し、普段から関わりのある福祉専門職等の声掛けによって個別避難計画の作成を促します。</p>	<p>①②市内全域で計画作成を始めるため、各地区の町内会・自治会連合会の会合への参加や、福祉事業者への説明会実施など個別避難計画の制度周知を行い、協力を依頼しました。また、防災フェスタや鶴川地域ケア推進会議などで本取り組みの周知を図りました。併せて、金井中学校の避難施設開設訓練に参加し、鶴川地区協議会の担当者とともに個別避難計画作成者のご自宅を訪問するなど、支援者との繋がりづくりを行い、作成された計画の実効性を確認する機会をつくりました。</p> <p>③計画作成の優先度が高い方665名に対し、個別避難計画作成の依頼及び様式等を送付しました。そのうち438名の回答があり、施設入所された方などを除いた197名が計画作成済となりました。また、未作成者に対しては、福祉専門職による直接的な働きかけや計画作成に関してアンケートを行うことで、未作成者全員に作成の促進を図りました。しかし、対象者から返答がないこと、福祉専門職においては業務負担のため協力が得られないこともあり、目標値には届かない結果となりました。</p>	<p>①18回</p> <p>②10回</p> <p>③197件</p>	D	D:取組みましたが、成果が不十分であるためです。	2026年度末までに優先度が高い方全ての計画作成を完了する必要があります。そのため、対象者への働きかけの強化や、福祉専門職への更なる周知等により市内全域で個別避難計画の作成を推進します。また、要支援者全員を計画作成対象とする2027年度以降について、対象者が大幅に増加することに対応するための方策や、計画更新のスキームを検討します。
2	重点事業プラン	成年後見人の担い手育成の推進	市民感覚・目線を大切にしたいきめ細やかな後見活動を行う市民後見人の育成を推進するとともに、成年後見制度の利用支援に関する先進的な取組についてPRを行い、市民後見人の登録者数及び受任件数の増加に繋がります。また、社会福祉法人等による成年後見人の受任に向けた支援体制の整備を進めます。	<p>①市民後見人登録者数</p> <p>②法人後見支援体制の整備</p>	<p>①65人</p> <p>②検討開始</p>	○	<p>①第6期市民後見人育成研修修了者23名に対して順次最終面接を実施しており、登録者数は57名となりました。また、第7期市民後見人育成研修を開始し、33名の方が基礎研修を受講中です。</p> <p>②町田市、町田市社会福祉協議会、法人後見の受任を検討している社会福祉法人で打合せを行い、今後の受任に向けた取り組みについて検討を開始しました。</p> <p>③弁護士・社会福祉士・市民後見人等の第三者後見人で実施している連絡会に、法人後見の受任を検討している社会福祉法人や既に受任している法人を招待し、法人後見をテーマとした情報交換を行います。</p>	<p>①第6期市民後見人育成研修修了者に対して引き続き最終面接と登録を行います。第7期市民後見人育成研修については、レポート提出や確認テストを行い、実務者研修に進む受講者を決定します。市民後見人登録者に対しては、受任に向けた不安を払拭するため、後見実務等に関するフォローアップ研修を行います。また、市民後見人の活動をPRするため、市民協働フェスティバル「まちカフェ！」に出席します。</p> <p>②弁護士・社会福祉士・市民後見人等の第三者後見人で実施している連絡会に、法人後見の受任を検討している社会福祉法人や市民後見人が情報交換を行いました。</p>	<p>①第6期市民後見人育成研修修了者に対して順次最終面接を実施し、登録者数は71名となりました。第7期市民後見人育成研修については20名の方が基礎研修を修了し、うち11名の方が2026年度に実施する実務者研修に進むことが決定しました。市民後見人登録者に対し、後見実務等に関するフォローアップ研修を4回実施しました。また、市民協働フェスティバル「まちカフェ！」にて、パネル展示やシンプレットの配布を行い、市民後見人の活動をPRしました。</p> <p>②町田市、町田市社会福祉協議会、法人後見の受任を検討している社会福祉法人で、定期的に打合せを行いました。また、法人後見支援の試験的な取り組みとして、弁護士・社会福祉士・市民後見人等の第三者後見人で実施している連絡会に法人後見実施団体を講師としてお招きし、法人後見の受任を検討している社会福祉法人や市民後見人が情報交換を行いました。</p>	<p>①71人</p> <p>②検討開始</p>	B	B:当初の目標を上回る成果が上がったためです。	市民後見人の育成及び登録は順調に進んでいますが、市民後見人が単独で受任できる基準を満たす案件が少なく、登録者数における受任者数の割合は34.4%となっています。市民後見人が活躍できる機会を増やしていく必要があります。専門職後見人との複数による受任や、後見人受任以外の地域における役割について、検討を進めます。また、社会福祉法人等による法人後見の受任については、引き続き支援体制について検討を進めます。

順位	計画類型	年度目標設定				中間確認		年度末確認					
		取組項目	具体的な活動内容	指標	目標値	進捗状況	上半期の状況や評価	下半期の予定	1年間の総括	目標値に対する実績値	評価	評価の視点	課題と対応
3	重点事業プラン	地域における福祉の困りごと相談支援体制の強化	4月に「まちだ福祉〇ごとサポートセンター」を新たに町田地域に開設し、市内全域への展開が完了しました。今後は、市内全域で、福祉の困りごとを抱える方への支援体制をより強化していくため、専門支援機関のみならず、普段の生活で接するさまざまな方々をネットワークに取り込んでいきます。そのため、現在行っているコンビニ連携に加え、スーパーマーケットなどさまざまな事業者に働きかけを行っていきます。 また、(仮称)まちだ福祉〇ごとサポート事業の制度や必要性について理解を深めてもらい、連携をより円滑にすることや、まちだ福祉〇ごとサポートセンターの認知度を高めるため、研修や周知活動を行います。 併せて、2026年度に町田市地域ホットプランの見直しを行うため、その準備を2025年度から行います。	①新たなネットワークにおける構成事業者数 ②連携強化のための研修実施回数 ③町田市地域ホットプランの中間見直し	①2事業者 ②2回 ③検討開始	○	①日常的に利用されるスーパーやドラッグストアに働きかけた結果、スギ薬局の(市内全11店舗)で、まちだ福祉〇ごとサポートセンターのPRカードとチラシの設置に協力いただくことになりました。また、設置の際に担当の地域福祉コーディネーターが店舗を直接訪問し、関係性の構築を図りました。 ②東京都社会福祉協議会の職員による講演とグループワークによる研修を実施し、12部23課28名の職員の参加がありました。 ③中間見直しに向け、市政モニターによるアンケート調査、2024年度の各取組項目の進捗状況調査を行いました。	①引き続き、市内の事業者との連携に向け、働きかけを行います。 ②11月に、より実務的な内容で、事例検討を中心とした2回目の研修を実施します。 ③法政大学との地域コミュニティの共同研究の結果や、上半期に実施したアンケート及び調査等を踏まえ、計画の方向性について具体的な検討を行うほか、2026年度に開催予定の地域福祉計画審議会の準備を行います。	①下半期にはスーパー三和全店(市内15店舗)と、業務スーパーの一部の店舗(市内3店舗)で、まちだ福祉〇ごとサポートセンターのPRカードの設置にご協力いただき、上半期のスギ薬局に加え3事業者となりました。これで、2024年度から開始したPRカード設置店舗数の合計が100店舗となりました。 ②2回目の職員研修として、ひきこもり当事者の支援団体の方を講師として模擬の事例検討を中心とした研修を行い、9部15課19名の参加がありました。また、地域活動を行う方々を対象とし、〇ごとサポートセンターを広く知りや関係機関の相互理解を深めるのためのイベントである「〇ごとつながりミーティング」を実施し、74名の方に来場いただきました。 ③市民アンケートの実施や、中間見直し後に掲載する市内の取組1についての調査、2026年度に開催予定の地域福祉計画審議会の準備を行いました。	①3事業者 ②3回 ③検討開始	B	B:本市を拠点とする地域に根差した事業者であるスーパー三和と連携できたことにより、地域における支援体制づくりの強化が進んだためです。	まちだ福祉〇ごとサポートセンターを市内全域に5か所設置して1年となるため、事業の評価・検証を行うことが必要です。このため、2026年度地域福祉計画審議会において、当該事業の評価・検証を行い、今後の支援体制の強化につなげていきます。
4	-	市民の身近な相談先となる地域福祉の担い手のあり方の課題整理	地域の身近な相談・支援の担い手である民生委員・児童委員のあり方について、法政大学と共同で研究を行います。	最終報告書の取りまとめ	完了	○	・2024年度にまとめた中間報告の調査内容については、5月から9月にかけて、市民向け経過報告会として、市内10地区でそれぞれ開催しました。 ・また、学識経験者との研究委員会を開催するほか、地域活動団体向けのアンケート調査を行い、地域コミュニティの現状を分析・考察しました。 ・あわせて、地域コミュニティ活動の先行自治体である香川県丸亀市・高松市、三鷹市、茅ヶ崎市等に訪問し実地調査しました。	町内会自治会へのアンケート調査、近隣自治体への実地調査等を行うとともに、これまで行ってきた調査資料等の分析・考察を進め、最終報告書にとりまとめます。	・2024年度にまとめた中間報告の調査内容については、5月から9月にかけて、市民向け経過報告会として、市内10地区でそれぞれ開催しました。 ・あわせて、地域コミュニティ活動の先行自治体である香川県丸亀市・高松市を始め7自治体に訪問し実地調査しました。 ・また、学識経験者との研究委員会を年間4回開催し、地域活動団体向けのアンケート調査等を経て最終報告書を取りまとめました。	完了	C	C:目標水準を達成したためです。	研究成果を市の政策へ適切に反映させていく必要があります。次期5カ年計画をはじめとした各行政計画に成果を活用できるように、働きかけていきます。

年度目標設定				中間確認			年度末確認						
順位	計画類型	取組項目	具体的な活動内容	指標	目標値	進捗状況	上半期の状況や評価	下半期の予定	1年間の総括	目標値に対する実績値	評価	評価の視点	課題と対応
5	個別計画 / 全庁で取り組む施策	心のバリアフリーの普及啓発によるユニバーサル社会の推進「障がい者への差別を解消し共生社会の実現」に向けた取組	<p>2024年度に「障害の社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の内容を反映して改定した「心のバリアフリーハンドブック」を、市内小学生や市民、民間事業者等に配布し、心のバリアフリー※1についての意識啓発に努めます。また、X(旧Twitter)を活用して、心のバリアフリーに関する解説やイベント情報を積極的に発信し、認知度のさらなる向上を目指します。</p> <p>併せて、心のバリアフリー及び情報バリアフリー※2に関する市職員及び市民の理解度を向上させるため、改定後の「心のバリアフリーハンドブック」及び「情報バリアフリーハンドブック」を活用した市職員向けの研修や市民向けの講座を実施します。</p> <p>※1 障がい者や高齢者をはじめ、社会の中で困難を抱えている人への差別や偏見をなくし、すべての人が自立心や尊厳を保てるよう理解し行動すること</p> <p>※2 障がい者等をはじめとするすべての人が必要な情報を適時に、かつ、適切に入手できる状態のこと</p>	<p>①心のバリアフリーの認知度</p> <p>②市民向け講座等実施回数</p> <p>③市職員向け研修の実施回数</p>	<p>①47%以上</p> <p>②3回</p> <p>③3回</p>	○	<p>①福祉総務課X(旧Twitter)において、心のバリアフリーや情報バリアフリーに関する情報を4月から週1回以上計30回発信した結果、非常に多くの方に閲覧いただきました。</p> <p>②-1 8月10日に、車いすで市庁舎のバリアフリー設備を回り、バリアフリーや心のバリアフリーについて学んでもらうイベントとして、「車いすにのって宝探しをしてみよう！」を開催しました。小学生とその保護者、計30名に参加していただき、参加者全員から心のバリアフリーについて意識が高まったという回答がありました。</p> <p>②-2 まちの中にあるバリアや心のバリアフリーのためにできることを学んでもらうため、心のバリアフリーや合理的配慮について、南第3小学校4年生に講義を行いました。また、子どもだけでなく、地域福祉を支える方々にも心のバリアフリーに関する理解を深めていただくため、町田第一地区民生委員や町田第二地区民生委員にも講義を行いました。</p> <p>③4月に「ユニバーサル社会推進のまちづくり」の研修を新規採用職員82人に行った結果、8割以上の受講者が4段階評価中、研修満足度4の最高評価と回答しました。</p>	<p>①-1 町田市地域活動サポートオフィス及び市内の大学と協働し、イメージキャラクターを制作するほか、昭和薬科大学の学園祭や学生と企画した原町田のまち歩きイベントにおいて、心のバリアフリーの普及啓発を行います。</p> <p>①-2 1月に町田ちよこつとアンケートを実施し、心のバリアフリーの認知度を調査します。</p> <p>②町田商工会議所と連携し、市内民間事業者に向けた合理的配慮等の勉強会を実施します。</p> <p>③10月に全職員を対象とした、心のバリアフリーや合理的配慮に関するe-ラーニングと2月にUni-Voiceに関する研修を実施します。</p>	<p>①-1 福祉総務課X(旧Twitter)において、心のバリアフリーや情報バリアフリーに関する情報を4月から週1回以上計67回発信しました。結果、フォロワー数は226人(前年度比85%増)となり、非常に多くの方に閲覧いただけました。</p> <p>①-2 FC町田ゼルビアの選手やマスコットキャラクターのゼルビー、障がい者モデルとして活躍されている玉置陽葵氏を起用した心のバリアフリー啓発ポスターを多くの方に閲覧いただいた結果、心のバリアフリーの認知度は〇%(前年度比〇%増)となりました。</p> <p>①-3 町田市地域活動サポートオフィス及び市内の大学と協働し、ユニバーサル社会のイメージキャラクターを制作しました。</p> <p>②-1 市民に向けた心のバリアフリーの普及啓発活動として、NPO法人町田ハンディキャプ友の会と協働で、「車いすにのって宝探しをしてみよう！」(8月)他、昭和薬科大学でのバリアフリーツアー(10月)や車いすでまわる原町田七福神めぐり(12月)を実施し、合計43名に参加していただきました。多くの方から「普段はいいいだけでは気付かないバリアについて車いす体験をしたことで気付くことができた」と回答がありました。</p> <p>②-2 心のバリアフリーや合理的配慮について、9月に南第3小学校4年生に講義を行いました。また、地域福祉を支える方々にも心のバリアフリーに関する理解を深めていただくため、計12回市民向け講座等を実施しました。</p> <p>③ 4月に「ユニバーサル社会推進のまちづくり」の研修を新規採用職員82人に行った結果、8割以上の受講者が4段階評価中、研修満足度4の最高評価と回答しました。その他、全職員を対象とした、心のバリアフリーや合理的配慮に関するe-ラーニングや情報バリアフリーに関する研修、Uni-Voiceに関する研修を〇名に実施しました。</p>	<p>①48.3%</p> <p>②13回</p> <p>③4回</p>	B	B:当初の目標を上回る成果が上だったためです。	<p>心のバリアフリーや合理的配慮についてより多くの市民に普及啓発していく必要があります。そのため、ハンドブックを活用した子どもたちへの出前講座の開催のほか、市民・事業者向けに、市内大学生と協働して作成したイメージキャラクターを活用し、心・情報バリアフリーや合理的配慮について動画での啓発や民間事業者と連携した啓発を実施します。</p> <p>引き続き市職員に向けた情報バリアフリーや合理的配慮に関する研修を実施していきます。</p>
6	事務事業見直し	個別避難計画作成及び更新手続の電子化	<p>避難行動要支援者、計画作成支援者及び避難支援関係者の利便性の向上と市の事務効率化のため、現在、紙ベースで行っている作成及び更新の手続に加えて、電子申請の導入を検討します。</p>	電子申請の導入を検討	電子申請の導入の検討完了	○	<p>他市で導入実績のある、個別避難計画のオンライン申請機能付き防災アプリについて、事業者への聞き取りなどの情報収集を行いました。また、申請の電子化検証のため、市の既存システムによるオンライン申請受付を試行的に開始し、計画作成者108名のうち18名から申請をいただきました。</p>	<p>試行から得られた課題を踏まえ、今後拡大が見込まれる作成対象者及び関係者が、より使いやすい電子申請の導入検討を進めます。</p>	<p>紙の申請受付と並行して、既存システムによるオンライン申請受付を試行的に導入したところ、計画作成者165名のうち35名からご利用いただきました。試行により、オンライン申請は一定の利用者が見込まれるため、本格的な導入が必要であることが分かりました。オンライン申請については、他市が導入している電子申請機能付き防災アプリの事業者へ聞き取りなどを行った結果、試行的に導入した既存システムの利用が最も適していると判断したため、今後は本格的な導入に向けて準備を行います。</p>	<p>検討完了</p>	C	C:目標水準を達成したためです。	<p>オンライン申請の周知が進んでいないため、計画作成者における利用率は約21%と低調です。本格的な導入に併せて利用率向上のための周知を行う必要があります。また、2027年度以降は対象者が大幅に増加するため、より効率的な運用方法や事務処理体制について検討します。</p>

順位	計画 類型	年度目標設定				中間確認		年度末確認					
		取組項目	具体的な活動内容	指標	目標値	進捗 状況	上半期の状況や評価	下半期の予定	1年間の総括	目標値に 対する 実績値	評価	評価の 視点	課題と対応
7	人材 育成	課内研修の実施 /「市民志向」	福祉総務課では、窓口対応や問い合わせの内容が多岐にわたるため、職員が多様な業務知識を持つことが求められます。そこで、課内研修を実施することで、業務知識を得る機会を充実させ、職員のスキルアップによる窓口対応等のレベル向上を図ります。	課内研修の実施回数	6回	○	4月は異動者に向け、課の主要な業務内容に関する研修及び窓口対応研修を行いました。 6月には職員全体に向け、まちだ福祉○ごとサポート事業の研修及び特別弔慰金の研修を行いました。 9月には職員全体に向け、個別避難計画の研修を行いました。	職員全体に向け、11月には予算編成事務研修、12月には「心、情報バリアフリー研修」を行います。	計8回の研修実施により、総務係と事業係の各々の業務について、職員全体で共有することができました。 その結果、各職員のスキルアップにより担当外業務においても初期対応が可能になり、窓口対応等の質の向上に繋がりました。	8回	C	C:目標水準を達成したためです。	今後も窓口対応等のレベル向上のため、適宜課内研修を実施します。

部課名		地域福祉部指導監査課											
課の使命		社会福祉法及び介護保険法等の関係法令に基づき、社会福祉法人や福祉サービス事業者等に対して適正な運営ができるよう指導・助言・支援を行うことで、利用者が安心してサービスを利用できることを目指します。											
実行計画(年度目標)													
年度目標設定													
順位	計画類型	取組項目	具体的な活動内容	指標	目標値	進捗状況	中間確認		年度未確認				
							上半期の状況や評価	下半期の予定	1年間の総括		目標値に対する実績値	評価	評価の視点
1	個別計画	社会福祉法人及び福祉サービス事業者等が適正に運営できるような指導助言の実施	社会福祉法人及び福祉サービス事業者等が、法令や通知等の基準を遵守されているか確認するための実地指導を行います。社会福祉法人及び福祉サービス事業者が遵守できていない項目を文書で指摘し、改善を促すことで、質の高い福祉サービスの提供に寄与します。	文書指摘の年度内改善率 (2025年度中に文書指摘した社会福祉法人及び福祉サービスのうち、2025年度中に改善した割合。改善報告期限が未到来のものを除く)	95.0%  【参考】改善報告期限到来済の文書指摘改善率: 95.0% (2024年度)	○	9月末までに社会福祉法人及び福祉サービス事業者に対する実地指導を行い、改善報告期限を迎えた文書指摘の改善率は、67.6%でした。 (実地指導75事業、文書指摘事業34事業、改善済事業23事業)	上半期に引き続き、実地指導時において法令や通知等の基準を事業者等に丁寧に説明することで、年度内に事業者が文書指摘を改善できるよう促していきます。 引き続き、福祉サービス事業者が適正な事業運営を行えるよう、指導・助言・支援を行っていきます。	実地指導時に法令や通知等を事業者等に丁寧に説明することで、速やかな改善につながりました。また、文書指摘を行った福祉サービス事業者に対して、より具体的な改善方法を提案し、改善報告書の提出を促す電話等の連絡を頻回に行うなどフォローを重ねた結果、改善が速やかに行われ、目標値を達成することができました。	95.0%	C	C:目標水準を達成したためです。	2026年度以降の報酬改定及び「乳児等通園支援事業」創設などの制度改正をはじめとした国の動向を正確に把握し、今後の指導監査業務に反映していく必要があります。
2	事務事業見直し/人材育成	指導監査業務のデジタル化による効率化/チャレンジ志向	従来の紙に頼るアナログの検査方法から脱却し、より効率的な指導監査が行えるよう、デジタルツールを積極的に活用していきます。また関連して、課での印刷量の見直し、事業者から提出される書類の見直し等により、執務スペースの狭隘化も解消します。2025年度は、介護分野に取り組みでまいります。	①デジタルツール等の活用により効率化を行った指導監査の分野数(全4分野:社会福祉法人、介護、障がい、児童) ※障がい分野は2024年度に効率化済み ②執務スペースの保存書類の量(2023年度比)	①1分野(介護) ②対2023年度20%減	○	①-1 介護分野の実地指導において、各職員に貸与されているノートパソコンを活用し、指導現場に即した資料をファイルサーバーで閲覧することで、効率的に実地指導を行うことができました。 ①-2 介護分野の集団指導において、Zoomを活用したオンライン配信方式で実施するための準備・調整に着手しました。 ②上記①の取組みの他に、事業所から提出される書類のデータでの提出を促す等によりペーパーレス化を進めました。それ以外の保存書類も、可能なものは紙からPDF化する等により、保存量を4%削減できました。	①-1 さらに市と事業者側で共有する「指導事項票」の電子帳票化を進め、介護分野の実地指導業務の更なる効率化(紙使用量と指導事項票の作成時間の削減)を行います。 ①-2 2026年2月に、オンラインによる集団指導を実施します。 ②引き続き、ペーパーレス化を進め、年度目標の達成を目指します。	①-1 介護保険分野における指導事項票の帳票の電子化を行いました。併せて、指導現場において、試験的に当該帳票を利用した実地指導を行い、手順及び実効性を確認することができました。 ①-2 2026年2月12日にオンラインによる集団指導を実施しました。 ②上記①の取組みの他に、引き続き事業所に書類のデータでの提出を促す等によりペーパーレス化を進めました。それ以外の保存書類も聖域を設けず、可能なものは積極的に紙からPDF化する等により、対2023年度30%減を達成することができました。	①1分野(介護) ②対2023年度30%減	B	B:当初の目標を上回る成果が上がったためです。	①-1 さらに、実地指導で使いやすく時間の短縮化につながる様式の見直しを検討し直していく必要があります。 ①-2 今後も引き続き受講していただけるよう、事業者等への周知の方法について検討する必要があります。 ②目標は十分に達成しましたが、引き続き、事業所に書類のデータでの提出を促していく必要があります。
3	個別計画	特定子ども・子育て支援施設等のうち子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)の実地指導に向けたプロセスの構築	2025年12月に、新たな分野として特定子ども・子育て援助活動における「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)」の実地指導を開始します。この実地指導を円滑に進めるため、検査員が使用するチェックシート等のツールを作成します。	検査員用チェックシート等の作成	完了	○	・8月までに、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)の実地指導に必要な基準上の項目を精査しました。	・11月中に子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)検査員用チェックシートを完成させ、2025年12月にチェックシートを使用して実地指導を開始します。	・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)検査員用チェックシートを完成させ、2025年12月18日にチェックシートを使用して実地指導を行いました。	完了	C	C:目標水準を達成したためです。	子育て援助活動支援事業は、現在1か所のみで、次回の実地指導は3年後の予定です。この実施時期を見据え、法改正等の変化に対応した改良をしていく必要があります。

部課名		地域福祉部生活援護課											
課の使命		<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低限度の生活を保障するために、困窮の程度に応じ、必要かつ適正な保護等の支援を行い、自立を助長します。</li> <li>・生活困窮状態にある方に対し、生活保護に先立つセーフティネットとして、相談者が目指す生活の実現を支援します。</li> </ul>											
実行計画(年度目標)													
		年度目標設定				中間確認				年度未確認			
順位	計画類型	取組項目	具体的な活動内容	指標	目標値	進捗状況	上半期の状況や評価	下半期の予定	1年間の総括	目標値に対する実績値	評価	評価の視点	課題と対応
1	-	自立に向け段階的な支援を要する生活困窮者等に対する就労に向けた支援の充実	<p>生活困窮者等のうち、安定した自立のための就労が困難な方に、ボランティア体験や就労体験の場等を提供し、働くことの大切さや喜びを体験してもらうことで、本人の意欲や能力を高め、就労につながるよう支援します。併せて、就労先、就労体験先の開拓や既存の就労支援に関する資源との連携拡大を図り、就労に向けた環境を整備します。また、就労準備支援事業(※)により就労した方のアフターフォローを行い、継続して就労できるよう支援します。</p> <p>※「就労準備支援事業」 長期間仕事をしていない方や社会との関わりが苦手な方等、直ちに就労や自立が困難な方を対象に支援を行う事業</p>	<p>①就労準備支援事業を経た就労者数</p> <p>②就労準備支援事業を経た就労者のうち、1か月以上継続して就労した方の割合</p>	<p>①18 <del>24</del>人</p> <p>②81.3 <del>64</del>%</p> <p>※達成時期の見直しに伴い、それぞれの値を修正しました。</p>	○	<p>①②ビジネスマナー等に関するセミナーを30回開催し、述べ169人の方に参加をいただきました。また、14回ボランティア活動を実施し、述べ24人の方に参加をいただきました。</p> <p>こうしたセミナー等の活動や個別面談を行うことで本人の意欲を高め、また就労支援に関する資源との連携の強化に努めました。</p> <p>結果、上半期における就労準備支援事業を経た就労者数は10人となり、そのうち、1か月以上継続して就労した方の割合は85%となりました。</p>	<p>①②就労に必要なスキルを習得するためのビジネスマナー等のセミナー等に関するセミナーを67回開催し、述べ393人の方に参加いただきました。</p> <p>社会生活支援として、セミナーへの参加が困難であるが外出が可能な方を対象に、本人の就労意欲を高めるため、ボランティア活動を37回開催し、述べ81人の方に参加いただきました。</p> <p>日常生活支援として、外出自体が困難な引きこもり状態にあり、社会的活動につなげるための支援が必要な方を対象に、施設のフリースペースで、利用者個々に応じた生活習慣・健康改善へのアドバイスを行い延べ1083人の方が利用したほか、調理実習を2回実施しました。</p> <p>支援が途切れてしまっている方に対しては、電話やメール、訪問により生活状況の把握に努め、状況に応じてイベントの案内を送付するなど、事業への参加を促しました。</p> <p>10月からは、家計の基礎的知識から学べる金銭管理教育を開始して、収入に合わせた生活が安心して送れるよう支援していきます。</p>	<p>①16人</p> <p>②83.3%</p>	C	C:目標水準を達成したためです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活支援から社会生活支援へ、社会生活支援から就労支援へ移行できるように継続的な支援プログラムを作成する必要があります。</li> <li>・就労支援については、利用者の価値観や希望と、事業者の応募要件との相違点が少ない就労先を斡旋できるよう、雇用情勢と働き方の選択肢の現状をハローワーク町田と共有する必要があります。</li> <li>・就労支援に移行することが難しい方には、社会生活、日常生活が送られるようにボランティア活動やカルチャー教室等に参加して、地域社会と途切れることがないようにする必要があります。</li> </ul>	
2	事務事業見直し	<p>一時的な支援を要する生活困窮者に対し、生活保護に至る前に自立した生活を送れるよう支援する取組の実施</p> <p>一時的な支援を要する生活困窮者等に対する相談支援機能の強化</p> <p>※当初策定後、ハローワークとの協議により詳細な内容が確定したため、よりわかりやすく表記し直しました。</p>	<p>ハローワーク町田と連携した研修を実施し、相互の事業内容や生活困窮者の能力に応じた就職先の確保などについて理解を深めることにより、就労支援力の向上を図り、相談者が生活保護に至る前に自立できるように支援します。</p> <p>生活保護法と生活困窮者自立支援法の相談窓口を一体化します。</p> <p>このことにより、生活に困窮した多様な相談者に適した支援メニューを充実させ、相談者が生活保護に至る前の段階で自立ができるように支援します。併せて、ハローワーク町田等との連携を強化し、就労支援力の向上を図ります。</p> <p>※当初策定後、ハローワークとの協議により詳細な内容が確定したため、よりわかりやすく表記し直しました。</p>	<p>一時的な支援を要する生活困窮者でハローワーク町田による就労サポートの支援を受けた方のうち、就職できた方の割合</p> <p>ハローワークとの連携により就職した方々の数</p> <p>※当初策定後、ハローワークとの協議により詳細な内容が確定したため、よりわかりやすく表記し直しました。</p>	<p>77.0%</p> <p>29人</p> <p>※当初策定後、ハローワークとの協議により詳細な内容が確定したため、よりわかりやすく表記し直しました。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワーク町田とそれぞれの職員を対象にした研修を実施し、それぞれの事業への理解を深め、就労支援力の向上を図りました。</li> <li>・ハローワーク町田とともに昨年度に視察した他福祉事務所とハローワークの連携を参考に、即時性のある新たな就労支援の取り組みを開始しました。</li> <li>・ハローワーク町田に対し、生活困窮者が求めている就職先のニーズを伝え、新たな就職先の確保を依頼しました。</li> <li>・一時的な支援を要する生活困窮者で、就労支援を開始した30人の方のうち、21人の方の就職がきまり、その割合は70.0%でした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上半期は新たに開始した就労支援の取り組みにより一定の成果があったものの、就職率は70.0%にとどまりました。就労に至らなかった要因としては相談者が募集要件を絞りすぎたことなどがあります。下半期は能力に応じた就職先を探すことや勤務条件の緩和をすることなど、相談者の意向を汲みながら、早期の就労を目指して生活保護に至る前に自立できるよう支援します。</li> </ul>	<p>81.3%</p>	C	C:目標水準を達成したためです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援の必要な方を把握するため、まちだ福祉〇(まる)ごサポートセンター等との連携を強化する必要があります。</li> <li>・相談者のニーズに合わせた就労斡旋先を多く確保することが求められています。</li> <li>・就労に至らない相談者の価値観や希望と応募要件との相違点が少ない就労先を斡旋できるように雇用情勢と働き方の選択肢の現状を就労支援調整会議を通じてハローワーク町田と共有する必要があります。</li> </ul>	

順位	計画類型	年度目標設定				中間確認		年度末確認					
		取組項目	具体的な活動内容	指標	目標値	進捗状況	上半期の状況や評価	下半期の予定	1年間の総括	目標値に対する実績値	評価	評価の視点	課題と対応
3	-	生活保護受給者に対する支援の充実	生活保護受給者の生活状況を把握し、各個人に合った支援を実施するため、以下の活動に取り組みます。 ・受給者世帯の特性に応じた重点訪問期間を設定し、適切な指導・指示を行います。 ・定期訪問時の聞き取り項目リストを改善しながら、訪問時に活用します。 ・毎月、ケースワーカーの訪問率を算出し、訪問率が低い場合には、原因に応じて、課・係として組織的なフォローを行います。	訪問計画に沿った訪問率	85%	△	訪問率については、各係長を中心に月次で訪問状況を確認して、その結果を課内で共有しました。各世帯の自立に向けて、訪問前に聞き取る内容を準備したことで、支援の質を高めることができました。また、年金受給者世帯等への重点訪問期間を設け、適宜適切な案内をすることで、効果的な訪問を実施することができました。しかし、例年下半期に行われている都指導検査が今年度は7月に行われたため、訪問率は上半期(9月末時点)で38.6%に留まっています。	各係長を中心に訪問計画の見直しを行い、下半期の訪問状況を確認しながら、年間目標値の達成を目指します。訪問を通じて、子育て世帯には各種制度の案内を行い、また、就労可能な被保護者は就労支援員との面談につなぐ等、各世帯に適した支援を行っています。	毎月訪問率を確認し、各係長を中心に訪問計画を適宜見直すことで、訪問率は85.5%となり目標の訪問率85%を達成しました。各世帯の自立に向けた助言や指導、聞き取る内容を訪問前に準備したことで、支援の質を高めることができました。受給世帯の状況にあわせた訪問重点期間を設け年金受給世帯や子育て世帯などに適宜適切な案内を行うとともに、就労可能な被保護者は就労支援員の面談につなぐ等、訪問を通じて効果的な支援を実施することができました。	85.5%	C	C:目標水準を達成したためです。	各世帯の生活実態を把握し、それぞれの状況に応じた支援を実施できるよう訪問計画を作成します。その中で日常生活や社会生活を送ることが難しい世帯については、民生委員と連携を密にしながら重点的に訪問及び支援を行います。
4	人材育成	ケースワーク業務レベルの平準化及び、課内のチームワークの向上  ※分かりやすい表現に変更しました。	ケースワーク業務レベルの平準化を図るため、「生活保護課ケースワーカー人材育成方針」に基づき、以下の活動に取り組みます。 ・新規配属職員及び配属2年目職員に対して組織的にOJT(課内研修)を実施します。 ・研修に対するアンケートを実施し、満足度の可視化及び意見集約を図ります。今後の研修計画の検討に活用します。  ケースワーク業務レベルの平準化を図り、だれもが自分の力を発揮できる組織体制を構築するため、「生活保護課ケースワーカー人材育成方針」に基づき、配属1年目職員に対して組織的に課内研修を実施するとともに、同行訪問を実施することにより、職員間、係間のコミュニケーションを活性化させ、知識やノウハウの共有、助け合いの職場風土を醸成します。研修後にアンケートを実施し、満足度の可視化及び意見集約を図ります。アンケート結果を今後の研修計画の検討に活用します。また、ケースワーク業務の習熟度をケースワーカー人材育成方針に基づくセルフチェックシートを用いて確認することにより、ケースワーカーの業務レベルを把握します。経験や知識が不足している項目については、指導員制度を活用し、フォローしていきます。  ※研修の目的は受講そのものではなく知識の習得にあるため、見直しを行いました。	ケースワーク業務の習熟度①課内研修受講率 ②研修アンケート実施	80%  ①99% ②実施	○	上半期は合計8回の課内研修を実施しました。一方で、7月に実施を予定していた課内研修(世帯分離・世帯編入)については、東京都の指導検査と時期が重なってしまったため、実施時期を下半期に変更しました。また、今年度は新たにハローワーク職員に登壇をいただき、就労支援の仕組みについて理解を深める研修を行いました。4～5月には同行訪問1回目を実施し、職員間、係間の交流を向上させることができました。ケースワーク業務の習熟度チェックシート取組項目の達成度は73.6%でした。	下半期においても課内研修を合計4回実施し、引き続きケースワーク業務レベルの平準化を図ります。同行訪問2回目を1回目と違う係の職員との組み合わせで実施し、他係の職員と対話しやすい関係を構築するとともに、指導員や職員が日常的な会話を通じて積極的にコミュニケーションを図りながらセルフチェックシートで習熟度が低い項目を重点的にフォローをしていきます。全研修終了後には、2回目のケースワーク業務の習熟度チェックを行い業務レベルを確認し、次年度の研修計画を策定します。	年間を通じて課内研修を合計12回実施し、ケースワーク業務レベルの平準化を図りました。また、同行訪問等を通じて、職員間の交流を促進し、知識やノウハウの共有を活性化させることができました。チームワーク志向が形成されたことは、職員一人ひとりが安心して業務に取り組める環境づくりにも寄与しました。また、課内研修全項目終了後にアンケートを実施し、意見を集約しました。「ケースワーカー人材育成方針」に基づくセルフチェックシートを用いて業務習熟度を定期的に確認し、個々の業務レベルを把握したことは、職員の間で課題を明確にする上で有効でした。さらに、経験や知識が不足している項目に対して指導員制度等を活用し、きめ細やかなフォローを行ったことは、職員の着実なスキルアップを支援し、業務レベルの平準化に大きく貢献しました。以上の結果、年度末時点でのケースワーカー人材育成方針に基づくセルフチェックシート取組項目の達成度は83%となり、目標値を達成することができました。	ケースワーカー人材育成方針に基づくセルフチェックシート取組項目の達成度83%	C	C:目標水準を達成したためです。	課内研修全項目終了後に実施したアンケートの意見を踏まえ、生活保護制度及び関連する制度の改正に対応できるようにするため、ケースワーカー人材育成方針の更新を行います。また、人材育成方針の更新に合わせて研修内容の充実を図ります。

部課名		地域福祉部障がい福祉課											
課の使命		<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供事業所、医療機関等と連携して、障がい者の生活の質を維持・向上させるために支援します。</li> <li>・相談しやすい体制を充実することで、安心して地域で生活が送れるよう支援します。</li> </ul>											
実行計画(年度目標)													
年度目標設定													
順位	計画類型	取組項目	具体的な活動内容	指標	目標値	進捗状況	中間確認		年度未確認				
							上半期の状況や評価	下半期の予定	1年間の総括	目標値に対する実績値	評価	評価の視点	課題と対応
1	個別計画	(仮称)町田市手話言語条例の制定/「障がい者への差別を解消し共生社会の実現」	<p>①「(仮称)町田市手話言語条例」の検討を進めるために、町田市障がい者施策推進協議会に「(仮称)町田市手話言語条例検討部会」を設置し、条例制定に向けた検討に着手します。</p> <p>②手話言語条例の制定に必要なご意見を、手話を母語とするろう者から手話で直接ご意見をお聞きするため、「手話通訳者利用者懇談会」を開催し、意見聴取を行います。</p> <p>③「手話通訳者利用者懇談会」に参加できないろう者や、ろう者が手話が必要とする機会が多い医療機関等の関係機関のご意見をお聞きするため、アンケート調査を行います。</p>	<p>①検討部会設置状況</p> <p>②利用者懇談会実施状況</p> <p>③アンケート調査実施状況</p>	<p>①設置</p> <p>②実施</p> <p>③実施</p>	○	<p>①2025年11月の検討部会設置に向けて、構成員の検討・調整を行いました。</p> <p>②2025年5月に、手話通訳者利用者懇談会を開催し、ろう者から手話言語条例制定に対する期待を確認するとともに、事前のアンケート調査では、手話言語条例制定に関する意見聴取を行いました。</p> <p>③下半期に実施予定です。</p>	<p>①検討部会を設置し、手話施策推進法施行以降の検討事項・検討スケジュールの確認及びアンケート調査内容の検討を行います。</p> <p>②2026年1月にも手話通訳利用者懇談会を開催し、③のアンケート調査とあわせてより具体的な意見聴取を実施します。</p> <p>③検討部会においてアンケート調査の対象者・調査内容を検討し、1・2月にアンケート調査を実施します。</p>	<p>①第1回検討部会(2025年12月)を開催し、検討部会における検討事項・スケジュールを確認するとともに、アンケート調査及び懇談会の実施を決定しました。</p> <p>第2回検討部会(2026年1月)において、アンケート調査及び懇談会の内容を検討しました。</p> <p>②③2026年2月にアンケート調査及び手話通訳利用者懇談会を開催しました。</p> <p>※①～③の他、下記のような手話の普及・啓発活動を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆東京2025デフリンピック啓発展示の他、以下の周知啓発活動を実施しました。</li> <li>◆9月23日「手話の日」に合わせ、ホームページとSNSにて情報発信をしました。</li> <li>◆「東京2025デフリンピック全国キャラバンカー」訪問イベントでパンフレットを配布し、手話の普及・啓発活動をしました。</li> <li>◆デフアスリートへ向けた広援(サインール)の動画をスポーツ振興課と共同で作成し、YouTubeで公開することで、手話の普及に繋げる活動をしました。</li> <li>◆「広報まちだ」4月1日号、7月1日号、8月15日号、10月15日号にて、「手話言語条例の制定に向けて」と題して、手話や聴覚障がいに関するコラム記事を掲載しました。</li> <li>◆「広報まちだ」11月15日号、12月1日号と2号連続で、デフリンピックと手話言語条例に関する特集号を掲載しました。</li> </ul>	<p>①設置</p> <p>②実施</p> <p>③実施</p>	C	C:目標水準を達成したためです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2025年度に実施したアンケートや懇談会の意見をどのように反映させていくのが課題です。</li> <li>・手話言語条例の条文は、2026年度の検討部会で検討を進めていく予定ですが、検討部会においてアンケート調査及び懇談会でいただいた意見を検討する工夫を設ける等の工夫をしています。</li> </ul>
2	重点事業プラン	障がいへの理解促進の推進	障がい理解を深め合理的配慮を広める取り組みをさらに推進するため、庁内他部署をはじめ、民間企業、学校、障がい者団体や学生などの多様な主体と連携を図り、協働した普及啓発を行います。	多様な主体との協働による普及啓発の実施回数	10回	○	<p>桜美林大学との連携による障がい児スポーツ教室への大学生の参加、福祉総務課と連携して実施した民生委員研修(2回)、学校と連携して実施した南第三小学校4年生への出前講義、町田商工会議所や障がい当事者と協働で開催した合理的配慮に関する勉強会、いきいき総務課と協働で実施した「福祉の現場をのぞいてみるバスツアー！」、計6回の障がい理解普及啓発活動を行いました。参加者からは、「店舗における合理的配慮について考えるきっかけになった」、「誰もが暮らしやすい街になるよう努力していきたい」という前向きな声がありました。</p>	<p>二十祭まちだ2026でのブース出展や学校法人、医療法人社団への訪問、「FC町田ゼルビア協働 障がい等理解促進講座」などを通じて、引き続き多様な主体と連携した障がい理解の普及啓発を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の障がい福祉施設や病院との連携で開催した「みんな笑顔の展覧会」、二十祭まちだ2026でのブース出展のほか、商工会議所との共催で市内協力店舗にて「心のバリアフリーの日」を開催、東京都との共催で「デジタル技術を活用したスポーツ体験・交流ブース」を出展するなど、計20回のイベントや合理的配慮を広めるための活動を行いました。</li> <li>・また、「ちょこっとアンケート」により、合理的配慮の認知度について調査を行いました。その結果、合理的配慮の認知度(「知っている」と回答した方の割合)は29.0%でした。</li> </ul>	20回	B	B:当初の目標を上回る成果が上がったためです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的配慮の普及啓発活動は目標を上回りました。しかし、認知度は29.0%に留まっており、今後の課題として、繰り返し周知活動を実施していく必要があります。</li> <li>・市民や民間事業者に対しては、イベントの開催や商工会議所との連携による継続的な周知活動を行い、合理的配慮の理解を広める活動を行います。</li> </ul>

順位	計画 類型	取組項目	年度目標設定			中間確認			年度末確認				
			具体的な活動内容	指標	目標値	進捗 状況	上半期の状況や評価	下半期の予定	1年間の総括	目標値に 対する 実績値	評価	評価の 視点	課題と対応
3	重点 事業 プラン	地域生活支援 拠点等の機能 の充実	地域生活支援拠点等における緊急時対応の充実を図るため、短期入所事業者の指定事業所数を増やし、緊急時の受入れが迅速かつ適切に行える体制を整備します。	短期入所事業所の指定 事業所数	10事業所  新規5事業所 ※目標は10事業所の登録ですが、2024年度に5事業所登録済みのため、今年度の目標としては新規5事業所と表現を修正いたしました。	○	町田市内には短期入所事業所が20か所あり、そのうち5事業所は登録済みです。残りの15事業所のうち4か所に対し地域生活支援拠点事業者登録の説明を行い、3事業所に登録の内諾を得ました。年内の登録完了に向けて調整いたします。	引き続き市内の短期入所事業所11か所に緊急時の受け入れについて働きかけを行い、指定事業所の登録数を増やします。このことにより、地域での支援体制の整備を目指します。 また、すでに登録済みの事業所に対して緊急時等の対応力を高められるよう、地域生活支援拠点連絡会を開催し好事例や困難事例の共有を行います。	・上半期に3か所、下半期に2か所登録があったため、合わせて5事業所の登録となり目標を達成しました。 ・また、市内の短期入所事業所と計画相談事業所を対象に地域生活支援拠点連絡会を2月に開催し、好事例や困難事例の情報を共有し支援力の向上を図りました。	5事業所登録	C	C:目標水準を達成したためです。	・緊急時対応の充実を図るため、更なる登録事業者の増加や緊急時に円滑な受け入れができるよう、登録事業者の支援の質の向上が必要です。 ・引き続き未登録事業者への働きかけを行います。また、登録事業者については好事例・困難事例の共有や緊急時予防・対応プランの作成など、予防的な支援のため相談支援事業所との連携強化について働きかけを行って参ります。
4	事務 事業 見直し	自治体システム標準化に伴う運用の見直し	自治体システム標準化により、2025年9月に総合福祉システムが更改されます。更改後のシステムは、標準仕様書に定められた仕様を前提に運用する必要があることから、障がい福祉分野において標準化される業務の運用を見直します。	標準化業務の運用見直し状況	見直し完了	—	福祉総合システムを開発するシステムベンダーによると、システムの安定に要する期間や業務上の影響等を改めて調整した結果、自治体システム標準化によるシステム更改時期が、2026年9月以降に延期されました。	引き続き、担当者間で調整を行うとともに、システムベンダーが示したスケジュールに基づいて、自治体システム標準化に向けた、システム移行準備を行います。	2026年9月以降のシステム更改に向けてシステムベンダーが示したスケジュールに基づいて、システム移行準備を進め、標準化業務の運用見直しや仕様書の確認など今年度中に行える見直しについて実施しました。	今年度分の見直し完了	C	C:目標水準を達成したためです。	・変更となった新たなスケジュールに基づいて、進めていくことが課題です。 ・スケジュールに沿った見直しが完了できるよう、システムベンダーと緊密に連携し情報共有に努めています。
5	人材 育成	業務改善に向けた目標の設定「改革・改善志向」「目的志向」	課員各自が、業務改善に向けて取り組む目標を設定し、その進捗を管理していきます。各自が自主的かつ積極的に業務改善を推進することで、目標達成を積み重ねて課全体のパフォーマンス向上を図り、より一層の業務効率化と成果の最大化を目指します。	目標達成した職員の割合	80%	○	課員各自が、業務改善に向けた目標を設定し、その達成及び業務効率化に向けて取り組みました。目標を達成済みの職員の割合は30.6%、業務改善に着手している職員の割合は61.3%となっており、概ね順調に推移しています。	引き続き、各自で設定した目標を意識し、具体的な行動を通じて業務のパフォーマンス向上を図ります。	・職員がそれぞれ業務改善に向けた目標に取り組んだ結果、今年度の目標を達成した職員の割合は80.4%に達し、業務改善に着手している職員の割合は12.5%となりました。 ・具体的な成果としては、多数存在していた通知文のフォームを1つに統合することで、ワークサポートルームに郵送業務を依頼する等、効率化を図りました。また、マニュアルの整備をしたことで業務の属人化を解消しました。これらの改善により、時間外勤務が削減されるなど、業務の効率化に繋がりました。	80.4%	C	C:目標水準を達成したためです。	・窓口業務や電話対応などによる日中の時間制約のため、業務改善の時間を十分に確保できない等の課題がありました。 ・小さな工夫や見直しも業務改善の一つであることを課内で共有する、業務改善のための時間を仕組みとして設ける(例:月1回30分の業務改善タイム)など、全員が業務改善に取り組めるよう工夫し、改革・改善志向を促していきます。